

告 示

埼玉県告示第二百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・一二七号 南与野駅南通り線

三 事業施行期間

平成二十八年三月四日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市桜区西堀十丁目地内

ロ 使用の部分

埼玉県さいたま市中央区鈴谷二丁目地内